

平成 25 年度当初予算編成 施策別取組概要

113 食の安全・安心の確保

11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)

11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)

(主担当部局：健康福祉部)

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

施策の数値目標

県民指標

目標項目		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
食品検査における適合率	目標値	-	100%	100%		100%
	実績値	100%				

各指標の H23 年度数値は現状値

目標項目の説明

食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合

活動指標

目標項目		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
自主衛生管理 (HACCP 手法) 導入取組施設数	目標値	-	157 施設	162 施設		172 施設
	実績値	152 施設				
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	目標値	-	100%	100%		100%
	実績値	100%				

各指標の H23 年度数値は現状値

進捗状況 (現状と課題)

- 生食用食肉の規格基準の遵守を徹底するため、関連する条例の整備を行いました。また、7 月からの牛肝臓の生食用としての販売禁止を受け、県内の 297 施設に立入検査および提供禁止についての指導を行いました。8 月には、札幌市内で発生した白菜の漬物(浅漬)による腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事件を受け、県内での発生を未然に防止するため浅漬製造施設への立入検査等の緊急対応を実施しました。今後も食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き監視等を行っていく必要があります。

- ・ 食品監視指導計画に基づき計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行っているところです。また、県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に放射性物質検査を行っており、11月末で35検体を実施し、その結果は全て食品衛生法の規格基準に適合していました。今後も計画的に検査を実施することが必要です。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、まずは地域のリーダー的存在となり得る事業者に対して、この制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけてきました。しかしながら地域によって事業者数に偏りがあるため、引き続き取組に向けた働きかけが必要です。
- ・ 県・市町教育委員会等とともに、学校給食等の調理従事者に対して食についての衛生教育が効果的に行われるよう取組を行っています。あわせて、学校および保育所等による給食の放射性物質検査についても連携を図る必要があります。
- ・ 食品の表示については、食品表示ウォッチャーの取組に加え、関係部局の連携のもと、消費者等からの情報収集に努め、これをもとにその適正化を図っているところですが、ウォッチャー制度開始から10年を経過し、一定の成果が得られたことから、そのあり方等について検討が必要です。
- ・ 食品表示については、食品衛生法、JAS法に基づき、適正化を図ってきましたが、食品表示の一元化について、消費者庁は平成25年1月の法案提出に向けて検討しているところであり、新しい制度に対応できるような取組が必要です。
- ・ これまで「食の安全・安心確保推進会議」が担ってきた危機発生時の対応を「三重県危機管理計画」に基づく体制に改め、食の安全を脅かす危機発生時の対応を強化しました。今後、さらに関係部局の連携のもと、迅速かつ的確に、食の危機管理に対応する必要があります。
- ・ 県産牛の放射性物質に係る新基準値に対応した全頭検査に取り組んでいますが、消費者の不安は完全に払拭されていない状況にあります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルの更新や対策本部設置要綱の改正を行いました。これらが円滑に機能するよう、生産者や関係機関との連携を強化することが課題です。
- ・ 家畜伝染病の発生予防やまん延防止に備えて強化された飼養衛生管理基準の遵守に向け、各生産者への巡回指導等に取り組み、周知を図りました。今後、早期通報など生産者段階における危機管理体制をさらに強化することが課題です。
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売業者等に対し、立入検査等による監視・指導を10月末までに152件実施しましたが、改善を要する事案が散見されることから、引き続き立入検査等による監視・指導が必要です。県民全体の農薬の安全使用意識を向上させるため、安全啓発チラシを県内全戸に回覧（6～8月）しました。

平成25年度の取組方向

健康福祉部

- ・ 計画的に食品の放射性物質検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合、事業者に対して改善するよう指導します。
- ・ 食中毒の発生を未然に防止するため、引き続き生食用食肉取扱施設や浅漬製造施設などの施設を重点的に監視します。
- ・ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、各地域でリーダー的存在となり得る事業者等に取組を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ・ 学校給食等の調理従事者に対して食に対する衛生教育が効果的に行われるよう、引き続き県・市町教育委員会等と連携を図ります。

- ・ 食品の表示については、食品表示ウォッチャーに代わり、公益法人などの関係団体と連携を図ることにより、情報収集や表示の適正化を図ります。
- ・ 食品表示の一元化に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係機関からの情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図ります。

農林水産部

- ・ 危機管理の観点から、食の安全を脅かすリスクの軽減に向けた取組を推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ・ 放射性物質の新基準値に対応した県産牛の検査については、消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応では、必要に応じ対策対応マニュアルを、より実践的な内容に更新していくとともに、防疫演習、講習会を通じて関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 畜産農家の衛生意識を高く維持するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、家畜防疫に関する情報の迅速な提供に取り組みます。また、消毒等の衛生管理に基づく疫病予防と対策指導を進め、農場における危機管理の強化を図ります。
- ・ 農薬、肥料の適正流通・使用については、販売業者への立入検査等による監視・指導を計画的に実施します。また、農産物直売所開設者やゴルフ場管理者に対し、農薬管理指導士の設置を促すとともに、研修会などを通じて農薬の安全使用に向けた意識啓発に取り組みます。

主な事業

健康福祉部

食の安全総合監視指導事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】

予算額：(24) 18,282千円 (25) 16,339千円

事業概要：食品の安全・安心の確保を図るため、食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制を整えるとともに、食品事業者における自主衛生管理の導入を促進します。

食の安全食品検査事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】

予算額：(24) 48,382千円 (25) 44,555千円

事業概要：県民一人ひとりの食生活の安全確保を図るため、食品の製造から販売に至る各段階で、食品監視指導計画に基づき食品の放射性物質検査、微生物検査等を実施します。

(一部新)食品表示適正化指導事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】

予算額：(24) 2,910千円 (25) 2,106千円

事業概要：事業者や消費者に対し、食品表示に関する法律の一元化についての新たな普及啓発を図るとともに、引き続き適正な食品表示が行われるよう、事業者に対して監視指導を実施します。

農林水産部

食の安全・安心確保推進事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】

予算額：(24) 8,465千円 (25) 5,381千円

事業概要：「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、危機管理を強化した体制のもと、条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導を行います。

県内産肉用牛放射性物質全頭検査等実施事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(24) 84,091千円 (25) 22,000千円

事業概要：県産牛肉に対する安全・安心の確保のため、県内基幹食肉処理施設において新基準に対応した県産肉用牛の放射性物質検査を行います。

家畜衛生防疫事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(24) 59,818千円 (25) 61,601千円

事業概要：高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家に対する監視指導体制を強化するとともに、危機管理体制の強化や飼養衛生管理の適正化に向けた指導に取り組みます。

農産物生産資材等監視事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(24) 2,244千円 (25) 2,124千円

事業概要：農業生産資材の適正な流通・使用を促進するため、農薬販売業者・使用者、肥料生産・販売業者への監視・指導を計画的に実施するとともに、農薬の適正使用を指導する農薬管理指導士の育成、研修会などを通じた農薬の安全使用に向けた意識啓発などを行います。